

相続ドック NEWS RELEASE

2018年1月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

5分でわかる2018年度税制改正大綱！

わかりにく〜い所得税改正！
相続対策は封じ込め！？
27年ぶりの新税登場！



税制改正大綱は現時点では改正案ですが、2月下旬ごろに通常国会へ提出され、衆議院と参議院の各委員会で審議・採択後に3月末には確定と、内容が大幅に変更されることはありません。関係ありそうな項目を今すぐチェック！

今年も“働き方改革”改正

●働き方の多様化に対応



所得税は今年も働き方改革を背景にした改正で、その増税規模は900億円！

フリーランスや子育て・介護しながらの在宅ワークなど、働き方の多様化に合わせ、個人事業主に配慮した形で見直されました。ただ、どの項目もただし書だらけ！ただでさえわかりにくい所得税計算が、さらに複雑になります。

これからは、自分の税金がいくらになるのか、試算するのもひと苦労かも…。

●基礎控除を増やして調整弁に

どんな人も控除できる基礎控除は、10万円増額の48万円になります。その代わりに、給与所得

2018年度税制改正大綱のポイント

暮らしは？

企業は？

- 所得税の基礎控除は増える人と減る人が38万円から48万円へ引上げも、所得2,500万円超だとゼロ！
- 給与所得控除を一律10万円引下げ
- 公的年金控除を一律10万円引下げ
基礎控除の引上げの代わりにの措置
- 青色申告特別控除は10万円引下げ
でも電子申告すれば10万円は上乘せ
- 国際観光旅客税が登場！
- たばこ税は1箱60円増税へ
- 森林環境税は一律1,000円

○ 減税
● 増税
◇ 中立

- 賃上げ減税、増加額の25%の税額控除
賃上率2.5%で給与支給増加額の25%の税額控除
- 設備投資時の固定資産税の軽減特例を強化
3年間の税率軽減特例
- 大法人の電子申告義務化

相続・事業承継は？

- ◇ 10年限定の事業承継税制の特例登場
親族外承継、業績悪化法人にも使いやすく
- 一般社団法人での相続税節税は不可能に
- 家なき子の相続税節税に制限
- ◇ 相続税申告書の添付書類は簡略化

消費税率10%引上げ (2019年10月)



控除と公的年金控除は10万円ずつ引下げに。

特例その1 高所得者は基礎控除がゼロ！？

合計所得2,400万円超の高所得者については、段階的に基礎控除が減額され、2,500万円を超えるとゼロとなります。

●一部サラリーマンは増税も

給与所得控除額は一律10万円減額に。上限も現行220万円から195万円へ下がり、年収850万円超は一律195万円に。

給与年収	給与所得控除額 (現行比)	基礎控除	
300万円	98万円 ▲10万円	+10万円	
500万円	144万円 ▲10万円	+10万円	
700万円	180万円 ▲10万円	+10万円	
850万円	195万円 ▲25万円	+10万円	▲増税
1,000万円	195万円 ▲25万円	+10万円	▲増税
3,000万円 (所得2,500万円超)	195万円 ▲25万円	0万円	▲増税

特例その2 子育て世帯等には負担軽減特例

22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象者がいる場合、年収850万円を超えても給与所得控除(最高)210万円がとれる特例が設けられます。

●公的年金控除減で負担増も

公的年金控除額も一律10万円引下げに。新たに上限も設定され、年金収入1,000万円超で195.5万円控除となります。

ちなみに年金収入だけで1,000万円という方は全国で3,000人とか…。

特例その3 高所得者には増税特例が！

事業所得や不動産所得など公的年金以外の所得が1,000万円を超えると、公的年金控除額は▲10万円、2,000万円を超えると▲20万円と増税に。

●青色申告者は電子申告を！

事業・不動産所得の65万円の青色申告特別控除も10万円引下げに。ただし10万円の青色申告特別控除適用者や白色申告者には改正がなく、基礎控除増加分だけ減税になります。

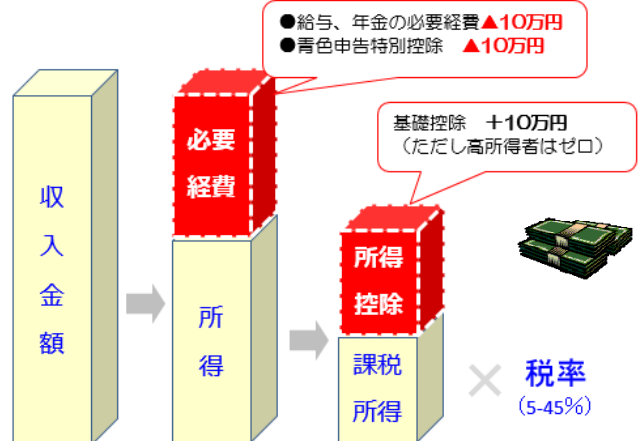
特例その4 電子申告すれば65万円控除OK！

電子申告すれば従来通り65万円控除がとれます。書類提出の方は電子申告への切り替えを！

所得税増税になるのはこんな人

- 年収850万円超のサラリーマン (子育て世帯等を除く)
- 公的年金が1,000万円を超える人
- 公的年金ありで年金以外所得が1,000万超の人
- 所得が2,400万円を超える人

所得税改正ポイントはここだ！



●法人には賃上げメリットを継続！

法人向けの賃上げ税制は2018年4月1日以降見直しになります。要件を満たせば、最大で増加した賃金の25%を税額控除(上限：法人税額の20%)できます。

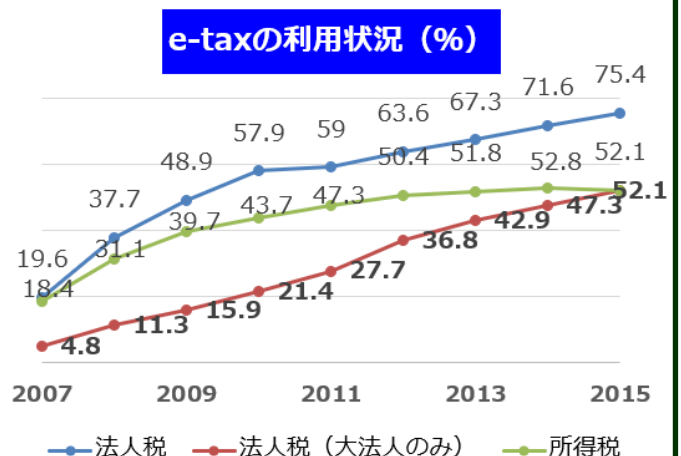
平均給与等増加率	税額控除率
前年比1.5%以上	給与支給増加額 × 15%
前年比2.5%以上	次のいずれかなら 25% ①教育訓練費が前期比10%以上増加 ②経営力向上計画の認定を受ける

IT化をさらに推進

●電子申告しないと“無申告”！

日本の電子申告制度 (e-tax) の普及率は75%、ただし、大法人では2社で1社の利用にとどまります。個人向けは前述の青色申告特別控除の特例が設けられましたが、法人には強制力のある項目があがっています。

2020年4月以降開始事業年度については、



資本金1億円超の大企業は、法人税、消費税申告書等の電子申告が義務づけられます。

サイバ-攻撃や災害等で電子申告できない場合は、税務署長の承認を受けて書面提出することができますが、理由なしに電子申告しなければ無申告とみなされることに。


●年末調整書類の一部も電子化へ

2020年10月以降、生命保険料、地震保険料、住宅ローン控除の証明書は会社へ電子的に提出できるようになります。

紛失した証明書類の再発行待ちで、会社の年調業務がストップすることも少なくありません。業務効率があがるのは大歓迎では？

一歩先行く“紙なし年調”ソフトも登場

巷では、スマホで質問に答えていくと年調データが登録されるシステムや、保険料控除証明書等の写真を送ると、代わりに年末調整データを登録してくれるサービスも登場！



相続&事業承継、注目の改正

●家なき子節税にStop!



一人暮らしの親の自宅を、持ち家がない子が相続すると、330㎡まで土地評価を8割減できる仕組みに制限が入ることになります。

“自宅に住んだまま名義を子や同族会社に移しておく”といった対策は、自宅を持っていると変わらないと問題視されていました。

2020年4月以降の相続では、つぎのケースでは特例が使えなくなります。

- ★相続開始前3年以内に、3親等親族や同族会社の保有する家屋に住んでいたことがある
- ★相続開始時の自宅を、過去所有していたことがある

●一般社団法人節税にもメス

実は今回注目の改正点のひとつ！

「資産家が一般社団法人を設立し、保有資産を一般社団法人に移すと、相続税が永久にかからない！」と話題に。ところが一般社団法人の実質支配権は同族関係者に残るため、この仕組みには疑問の声があがっていました。

改正後は、**理事の半数超が同族関係者**の場合、同族理事が亡くなると“法人の純資産を同族役員数で割った財産が法人へ遺贈された”と

みなし、**一般社団法人が相続税を納税**することとなります。

純資産1億円で理事5人なら、2,000万円に対する相続税を2割加算で納付ということに！

●申告書に戸籍謄本の束は不要に!

相続税申告書に添付する戸籍謄本は、原本でなくコピーOKに！税務署提出や不動産登記のために戸籍謄本を何通もとるのは、実際相続人の大きな負担でした。

登記所交付の“法定相続情報一覧図”も添付書類として使えるようになります。手数料無料なので、費用も大幅にカットできそうです。

法定相続情報一覧図の手続き

- ① 相続人等が法定相続情報一覧図の原案と除籍謄本を登記所へ提出
- ② 登記官が確認し、認証（戸籍謄本は返却）
- ③ 登記所へ交付申請（手数料ゼロ）

●事業承継は10年間でチャンス!?

高齢化が進む中小企業の事業承継は、待ったなし！



10年限定の新制度が登場します！

あらかじめ都道府県あてに、“会社の後継者”や“経営見通し”について特例承継計画を提出すれば、贈与税や相続税負担ゼロで事業承継ができることに。

★取得株式全部の相続税が猶予!

上限2/3という制限がなくなり、相続したすべての株の相続税が納税猶予の対象に。

★“相続時の従業員数8割維持”が実質撤廃へ

中小企業には非現実的！と批判の声も多かった項目。新制度では業績悪化で人数が減っても、理由書の提出で納税猶予は維持できます。

★両親からの贈与もOK

先代経営者の父からの贈与だけでなく、母から後継者への贈与も納税猶予の対象に。

新税も登場！薄く広く税収確保



国際観光旅客税	2019年1月7日から出国の都度1,000円課税。入国後24時間以内のフライト、2歳未満は対象外。
たばこ税	2018年10月から1箱60円増税（値上げは3回に分けて実施）
森林環境税	2024年から個人住民税に1,000円上乘せ